

議案第58号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(79) 略</p> <p><u>(79の2) 廃棄物処理法第9条の2の4第1項の規定に基づく</u> <u>熱回収施設設置者の認定 1件につき33,000円</u></p> <p><u>(79の3) 廃棄物処理法第9条の2の4第2項の規定に基づく</u> <u>熱回収施設設置者の認定の更新 1件につき20,000円</u></p> <p><u>(79の4) 略</u></p> <p><u>(79の5) 略</u></p> <p>(80)～(90) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(79) 略</p> <p><u>(79の2) 略</u></p> <p><u>(79の3) 略</u></p> <p>(80)～(90) 略</p>

(91) 廃棄物処理法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業
廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それ
ぞれに定める額

ア及びイ 略

(91の2) 廃棄物処理法第15条の3の3第1項の規定に基づく
熱回収施設設置者の認定 1件につき33,000円

(91の3) 廃棄物処理法第15条の3の3第2項の規定に基づく
熱回収施設設置者の認定の更新 1件につき20,000円

(91の4) 略

(91の5) 略

(92)～(300の3) 略

(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定
に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき19,200
円

(301の2) 建築士法第11条第2項に規定する2級建築士免許
証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付 1件につ
き5,900円

(302)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に

(91) 廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定に基づく産業
廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それ
ぞれに定める額

ア及びイ 略

(91の2) 略

(91の3) 略

(92)～(300の3) 略

(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定
に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき18,000
円

(302)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に

納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(14) 略

(15) 建築士法第10条の20第1項の規定により知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第301号及び第301号の2の手数料
2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行う者

(16)～(18) 略

納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(14) 略

(15) 建築士法第10条の20第1項の規定により知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第301号の手数料 2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行う者

(16)～(18) 略

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。